

医療対策課長

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県小児救急医療電話相談事業運営協議会		
事務局（担当課）	保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課 救急・災害医療 G （担当）兵頭 （内線）3585		
設置根拠	☐ 法律 ☐ 条例 ☒ 要綱等 （名称）愛媛県小児救急医療電話相談事業運営協議会設置要綱		
設置年月日	平成 19 年 11 月 20 日		
審議、意見聴取等の内容	電話相談事業の運営に関すること		
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	令和 7 年 10 月 10 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☒ 有 ☐ 無 （名称）愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
愛媛県小児救急医療電話相談事業の改善に関する協議	協議において、電話相談に係る個人に関する情報により、特定の個人を識別できる可能性があるため。（愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当）	(1) —1	
摘要			
	報告日	令和 7 年 10 月 14 日	

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。